

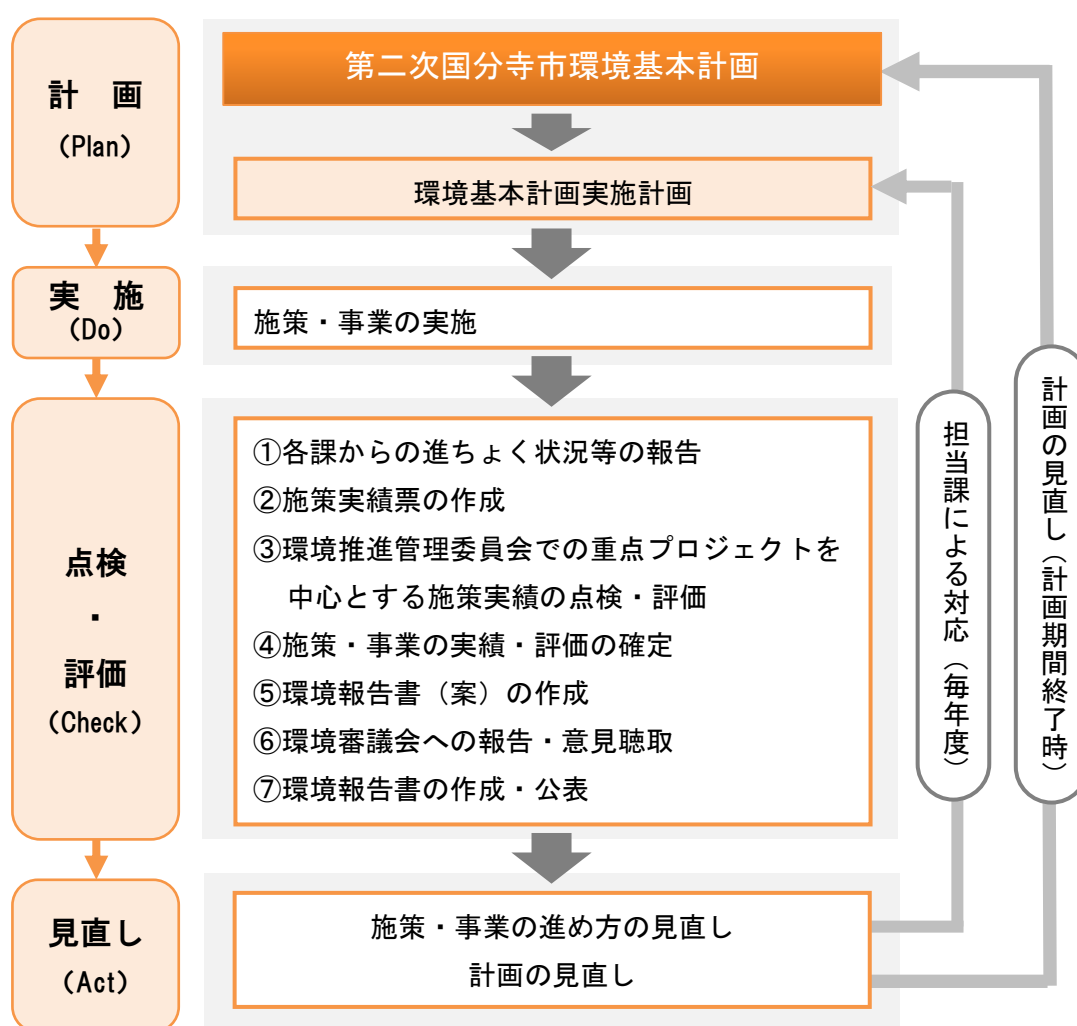
第6章 計画の推進

1 進行管理

(1) 進行管理の流れ

本計画の進行管理として、実施計画を策定し、その実施計画に基づき、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Act) のサイクルを循環していきます。

具体的には、毎年度施策の進ちよく状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめ公表するとともに、施策・事業の進め方の見直し、計画の見直しを行っていきます。



(2) 施策の進ちよく状況の公表

市は、毎年度、計画の進ちよく状況について環境推進管理委員会で点検・評価を行うとともに、環境審議会に報告・意見聴取を行いながら、環境報告書を作成し、市のホームページなどを通じて公表します。

2 推進体制

(1) 環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第 30 条の規定に基づき、公募市民、学識経験者、事業者の代表者、関係行政機関の職員で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

(2) 環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第 27 条の規定に基づき、公募市民、事業者の代表者、学識経験者、環境ひろばから選出された者、市職員で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進ちょく状況の管理・評価を行います。

(3) 庁内推進体制

環境基本計画及び実施計画に基づく施策・事業の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境計画課を中心とした関係課が施策・事業の進め方を見直すとともに、関係課間の調整・連携を図りながら施策の展開に取り組んでいきます。

(4) 協働の推進組織（環境ひろば）

協働の推進組織として平成 16 年 8 月に環境ひろばを設置（国分寺市環境基本条例第 28 条）し、毎月 1 回、市民、事業者等、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

また、環境団体の得意分野を活かして幅広い活動を進めていくため、必要に応じて団体のネットワーク化などを支援します。

(5) 国・東京都・関係自治体との連携

地球温暖化対策など、広域的な対応が必要となる場合は、国や東京都、関係自治体と連携しながら取組を進めていきます。

推進体制（イメージ図）

